

補助事業、交付金事業の概要

令和4年11月29日

九州地方整備局 河川部 地域河川課

雨水貯留浸透施設の整備に係る支援制度

➤ 民間事業者が実施する調整池等の雨水貯留浸透施設の整備について、既存の交付金事業により、国費による補助が可能【補助率最大1/3】

※最大限補助を受ける場合は、地方公共団体が2/3を助成する必要があります

※支援の適用に当たっては、通常の河川改修形式との経済比較が必要であるほか、施設規模等の要件があります

① 平時の利用(例:テニスコートとして)を可能とする事例

【平常時】



【出水時】



② 敷地内の地下に貯留施設を設置した事例

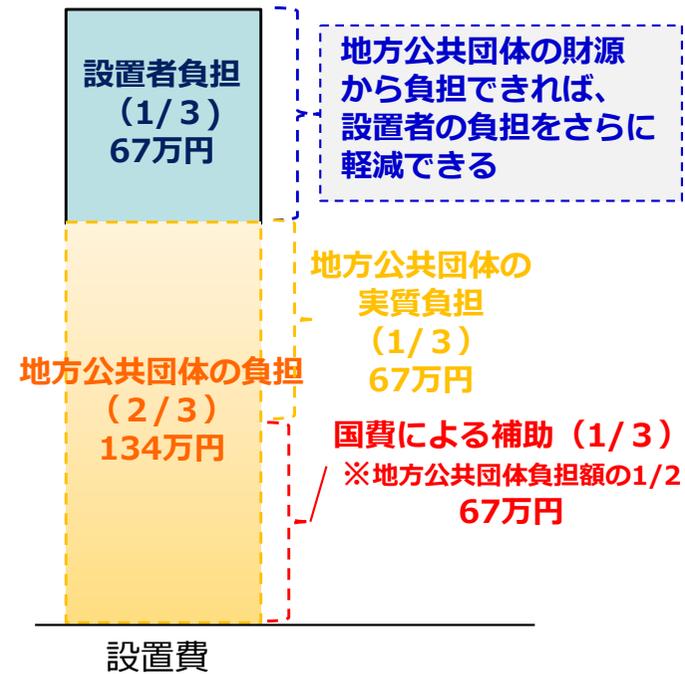


[支援無]



設置費

[交付金による支援]
負担総額 最小約97万円程度



特定都市河川指定流域における整備では、国庫補助率が嵩上げ(最大1/3→1/2)されるほか固定資産税の減免措置(1/6~1/2)が可能

注) 試算上の金額は全て仮の金額です

以下、参考資料

個別補助事業の創設(河川事業)

H30

H31、R1

R2

R3

R4

補助事業

床上浸水対策特別緊急事業【床対事業】

河川災害復旧等関連緊急事業【復緊事業】

河川激甚災害対策特別緊急事業【激特事業】

基幹事業(要素事業)

●河川事業

- (1) 広域河川改修事業
- (2) 施設機能向上事業
- (3) 地震・高潮対策河川事業
- (4) 特定地域堤防機能高度化事業
- (5) 都市基盤河川改修事業
- (6) 流域治水対策河川事業
- (7) 調節池整備事業
- (8) 流域貯留浸透事業
- (9) 総合治水対策特定河川事業
- (10) 土地利用一体型水防災事業
- (11) 総合内水対策緊急事業
- (12) 河川・下水道一体型豪雨対策事業

- (13) 大規模河川管理施設機能確保事業
- (14) 特定構造物改築事業
- (15) 応急対策事業
- (16) 堰堤改良事業

●その他総合的な治水事業

- (1) 総合流域防災事業

関連事業

●効果促進事業

個別補助事業

制度創設
(H31.3.1通知)

一部改定
(R2.3.4通知)

一部改定
(R4.3.18通知)

事業間連携河川事業

大規模特定河川事業

大規模更新河川事業

平成30年7月豪雨等では、河川・ダム、砂防、下水、海岸の各施設能力を上回るような災害や複合的な要因による災害が発生し、甚大な被害が発生。こうした頻発・激甚化する災害への対応として、主体の異なる事業間の連携を促進するとともに、これまで以上に計画的・集中的な事前防災対策を実施するため、「他事業と連携した対策」「抜本的対策(大規模事業)」について、地方公共団体の取組を支援する個別補助事業を創設。

浸水想定区域など公表の要件化など

【移行】

- (2) 施設機能向上事業のうち老朽化関係
- (13) 大規模河川管理施設機能確保事業
- (14) 特定構造物改築事業
- (15) 応急対策事業

河川メンテナンス事業

創制度設
(R3.11.19通知)

特定都市河川浸水被害対策推進事業

●河川事業(1)～(16) ●河川事業(1)～(12)

重点支援

制度創設
(H31.3.1通知)

一部改定
(R2.3.4通知)

浸水対策重点地域
緊急事業

中小河川の氾濫により浸水被害が発生した地区において、早期に再度災害の防止等を図るため、ハード・ソフト一体となった改修計画に対し、防災・安全交付金で重点的に支援する「浸水対策重点地域緊急事業」を創設。

土地利用規制等の要件化

土地利用規制等事業の実施にあわせて土地利用規制等を行う、または、その見込みが確認できること

<交付対象の要件> ※R2～
洪水予報河川及び水位周知河川：想定最大規模の降雨による浸水想定区域が公表されていること。
・その他河川：浸水想定図(簡易的な手法による浸水が想定される範囲や浸水深、浸水実績を示したものが公表されていること。

<交付対象の要件> ※R4～
原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和7年度までに作成された社会资本総合整備計画に基づく事業は除く。

個別補助事業の採択基準(一部抜粋)

特定洪水対策等推進事業

H31.3 (制度創設)

大規模特定河川事業

H31.3.1通知【国水治第162,163号】

指定区間内の一級河川又は二級河川において施工される改良に関する工事のうち、概ね十年以内で完了し、事業費が十億円以上の事業であって、計画高水流量に対して流下能力が低く、氾濫のおそれがある区間で橋梁の改築や放水路整備等の集中的な投資が必要なもの

事業間連携河川事業

H31.3.1通知【国水治第160,161号】

- (1) 湛水危険区域氾濫対策
- (2) 洪水調節機能強化対策
- (3) 内水被害対策
連携事業：下水道等
- (4) 津波・高潮対策
- (5) 土砂・洪水氾濫対策

大規模更新河川事業

R2.3.4通知【国水治第149,150号】

- 指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される水門、ポンプ設備等の河川管理施設の更新であって次の要件に該当するもの。
- (1) 長寿命化計画が策定されていること
 - (2) 施設の更新に必要な事業費が4億円以上であり、概ね10年以内に完了し、かつ、河川の氾濫により浸水するおそれがある区域に多くの家屋が立地しているなど機能不全による社会への影響度から更新の優先度が高い施設であること。

従前からの交付金事業

- (2) 施設機能向上事業
- (13) 大規模河川管理施設機能確保事業
- (14) 特定構造物改築事業
- (15) 応急対策事業

従前からの交付金のうち 老朽化関係事業を個別 補助事業へ統合、移行



R2.3 (一部改定、制度創設)

R2.3.4通知【国水治第147,148号】

- (1) 大規模特定河川改修
計画高水流量に対して流下能力が低く、氾濫のおそれがある区間で橋梁の改築や放水路の整備等の集中的な投資が必要な区間において、概ね10年以内で完了し、事業費が10億円以上の事業であるもの。
- (2) 氾濫危険区域河道掘削
川幅が狭い区間や堤防未整備区間などの流下能力が不足している区間や、バックウォーターの恐れがある区間等での、河川の水位を低くする河道掘削等の集中的かつ重点的な投資が必要な区間において、概ね5年以内で完了し、事業費が5億円以上であるもの（区間内で河道掘削とあわせて橋梁等構造物の整備が必要な場合は、概ね10年以内で完了するもの）。

- (1) 湛水危険区域氾濫対策
- (2) 洪水調節機能強化対策
- (3) 内水被害対策
連携事業：下水道、流域治水整備事業、流域貯留浸透事業等
- (4) 津波・高潮対策
- (5) 土砂・洪水氾濫対策

R3.11 (制度創設)

R3.11.19通知【国水治第101,102号】

特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域において、流域水害対策計画で定められた地方公共団体又は民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設の整備のうち、300m³以上の雨水貯留浸透の機能を確保し、概ね5年以内に完了するもので、次のいずれかに該当するもの。

なお、指定区間内の一級河川又は二級河川の流域において、市区町村又は民間事業者等が雨水貯留浸透施設を整備する場合は、当該区間を管理する都道府県又は政令指定都市が事業費の一部を負担する事業に限る。また、民間事業者等が雨水貯留浸透施設を整備する場合は、雨水貯留浸透施設整備計画に位置付けられた施設の整備に限る。

- (1) 貯留・浸透機能を持つ施設を整備する事業
- (2) 既設の調整池、池沼又は溜め池を改良する事業

R4.3 (一部改定)

R4.3.18通知【国水治第185号】

- (1) 大規模特定河川改修
計画高水流量に対して流下能力が低く、氾濫のおそれがある区間で遊水地や放水路の整備等の集中的な投資が必要な区間において、概ね10年以内で完了し、事業費が10億円以上の事業であるもの。
- (2) 氾濫危険区域河道掘削
川幅が狭い区間や堤防未整備区間などの流下能力が不足している区間や、バックウォーターの恐れがある区間等での、河川の水位を低くする河道掘削等の集中的かつ重点的な投資が必要な区間において、概ね5年以内で完了し、事業費が5億円以上であるもの。（区間内での河道掘削とあわせて橋梁等構造物の整備が必要な場合は、概ね10年以内で完了するもの）。
- (3) 特定構造物改築等
計画高水流量に対して流下能力が低く、洪水の安全な流下を阻害している橋梁や堰等の改築・撤去を実施する事業で、概ね10年以内で完了し、事業費用が5億円以上であるもの。

R4.3.18通知【国水治第184号】

※ 交付対象の要件の改定

河川メンテナンス事業

R4.3.18通知【国水治第191,192号】

- (1) 長寿命化計画の策定又は変更
指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される河川管理施設における長寿命化計画の策定又は変更であって、事業費が200万円以上のもので、次のいずれかの要件に該当するもの。
 - 1) 令和7年度までに長寿命化計画を変更するものであること
 - 2) 新たに管理する施設における長寿命化計画の策定であること
- (2) 河川管理施設の更新・改築、応急対策事業
指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される河川管理施設であって、長寿命化計画が策定され、当該計画に基づく延命化の措置を適正に行っている施設であり、次の1)又は2)に該当する事業であること。
 - 1) 特定構造物更新事業
河川管理施設の改築並びに長寿命化計画に基づき実施する延命化に必要な措置であり、かつ、次のイ及びロに必要な総事業費が1施設当たり4億円以上であること。ただし、令和3年度までに採択された社会資本総合整備計画に基づく特定構造物改築事業については、総事業費が4億円以上であることを条件としない。
 - イ 長寿命化計画に基づく河川管理施設の延命化に必要な措置
 - ロ 河川管理施設の改築
 - 2) 応急対策事業
河川工作物の附属施設及び関連施設の構造が不十分若しくは適当でないため、または、老朽化が著しく前後の一連区間の治水機能に比較して、その周辺の治水機能が劣っているものについて行う1施設当たり4億円未満の改良及び改善措置に係るものであって、当該水系で実施する応急対策事業の総事業費から5千万円を控除した額を交付対象とする。

R4.3 (一部改定)

R4.3.18通知【国水治第189,190号】

- 特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域において、流域水害対策計画で定められた次の(1)から(3)のいずれかに該当する事業で、概ね10年以内に完了するもの。
- (1) 特定都市河川において実施する河川改修事業
 - (2) 地方公共団体又は民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設整備のうち、300m³以上の雨水貯留浸透の機能を確保し、次のいずれかに該当するもの。なお、民間事業者等が雨水貯留浸透施設を整備する場合は、雨水貯留浸透施設整備計画に位置付けられた施設の整備に限る。
 - イ 貯留・浸透機能を持つ施設を整備する事業
 - ロ 既設の調整池、池沼又は溜め池を改良する事業
 - (3) 地方公共団体又は民間事業者等が浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定と併せて実施する二線堤を整備する事業

特定都市河川浸水被害対策推進事業

特定都市河川浸水被害対策推進事業

(参考)地方債

○地方公共団体が単独で実施する「防災・減災、国土強靱化対策」及び「公共施設等の老朽化対策」を推進するため、地方債制度により、国土交通省と総務省が協調して支援を実施。

防災・減災に資する河川改修等

緊急自然災害防止対策事業債

【事業期間】

令和3年度～令和7年度

【地方財政措置】

起債充当率100% 交付税措置率70%

【主要要件等】

地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの

○国庫補助の要件を満たさない河川改修等

・総事業費10億円未満の一級、二級河川の改修

・総事業費4億円未満の準用河川の改修

・普通河川の改修 など

○流域治水プロジェクトに位置づけられた流域対策

・雨水貯留浸透施設の整備、二線堤の築造

・移動式排水施設の整備 など



普通河川における活用事例



移動式排水施設の整備

計画的な維持管理のための浚渫

緊急浚渫推進事業債

【事業期間】

令和2年度～令和6年度

【地方財政措置】

起債充当率100% 交付税措置率70%

【主要要件等】

地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの

○一級河川、二級河川、準用河川、及び普通河川における緊急的に実施される浚渫



二級河川における活用事例



準用河川における活用事例

河川管理施設の老朽化対策

公共施設等適正管理推進事業債

【事業期間】

令和4年度～令和8年度

【地方財政措置】

起債充当率90% 交付税措置率30～50%

【主要要件等】

地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの

○排水機場、水門、樋門・樋管等の機能に致命的な影響を与えない部分の改修

○樋門・樋管等において国庫補助の要件を満たさない規模(事業費が概ね5千万円未満)の改修・更新

○護岸・堤防の改修

○ダム本体及び周辺施設等において国庫補助の要件を満たさない規模(事業費が概ね4億円未満)の改修・更新

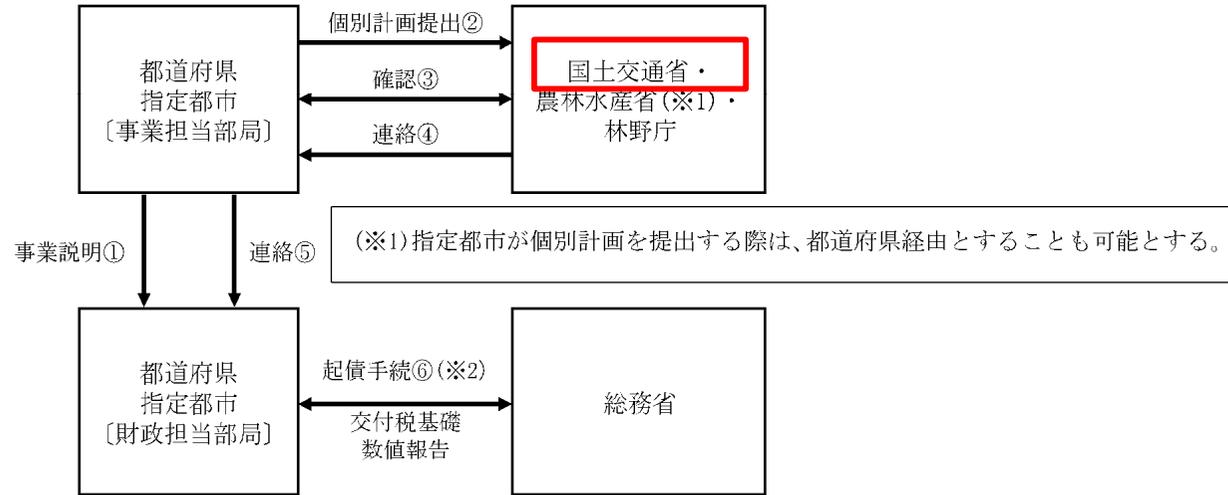


フラップゲートにおける活用事例

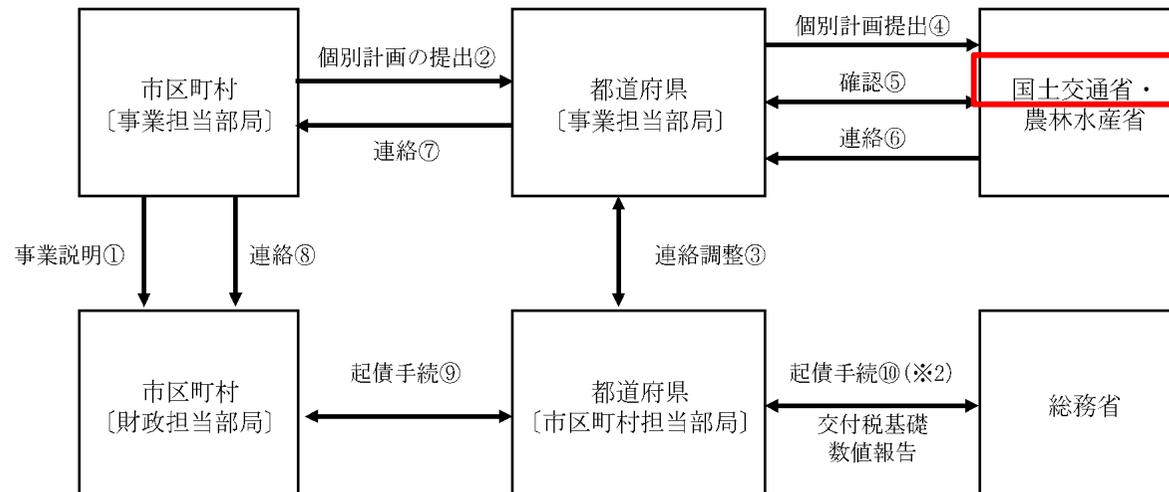
(参考) 緊自債・浚渫債・公適債の手続き

○昨年度の実績では、年3回募集（4月、11月、12月）。

【都道府県・指定都市が事業を実施する場合】



【市区町村が事業を実施する場合】



(※2) 届出を含む